

様式第1号（第4条関係）

令和6年8月4日

行田市長 殿

<提案者>

所在地 行田市行田10番10号

団体名 特定非営利活動法人みちしるべ

代表者氏名 理事長 竹村 健一

電話番号 [REDACTED]

e-mail [REDACTED]

行田市市民活動やる気応援成金事業提案書

行田市市民活動やる気応援成金の交付を受けるための提案事業としての採択を受けたいので、下記のとおり提案します。

記

1 助成事業の種類（いずれか該当するほうに○）

新たな取組応援事業 ・ スタート応援事業

2 事業の名称 スタート広報活動事業

3 総事業費 金 180,600 円

4 助成対象額 金 180,600 円

5 添付書類

- (1) 新たな取組応援事業計画書（様式第2号）又はスタート応援事業計画書（様式第3号）
- (2) 事業詳細計画書（様式第4号）
- (3) 収支予算書（様式第5号）
- (4) 会員名簿（様式第6号）
- (5) 団体の定款又はこれに準ずるもの
- (6) 活動実績一覧（様式第7号）
- (7) NPO法人化に向けた取組実績が確認できる書類（スタート応援事業）
- (8) その他助成金の審査において市長が必要と認める書類

様式第3号(第4条関係)

ス タ ー ト 応 援 事 業 事 業 計 画 書

団 体 名	特定非営利活動法人みちしるべ		
代表者の役職名 ・氏名・会員数	代表者役職名	代表者氏名	会員数 15名
	理事 長	竹村 健一	
団体所在地	〒361-0073 行田市行田10番10号 事務所		
団体連絡先	電話： [REDACTED] FAX： [REDACTED] メール： [REDACTED]		
ホームページ	あり	URL https://npomichishirube.jimdosite.com/	
提案内容等の ・照会先 (※代表者と同 一の場合は記 載不要)	☐ 代表者と同じ(以下記入の必要なし)		
	担当者名： 平賀 由浩 (役職) 社員		
	住所：〒 [REDACTED]		
	電話： [REDACTED] FAX： [REDACTED] メール： [REDACTED]		
団体の設立 年月日	令和5年9月5日 (NPO法人認証年月日) (令和5年7月31日)		
活動分野	主たる 分野	障害者福祉、高齢者福祉	その他 分野
団体の活動目的・目標 ※簡潔明瞭に記入 ※団体として課題に取り組む理由を簡潔明瞭に記入	【主に成年後見事業】 障がいがある者、或いは高齢者等で、地域社会において不自由さ、生きづらさを抱えた人たちに対して、成年後見サービスの提供事業及び財産管理、権利擁護に関する事業を行い、またはその相談を受け、そういった方々が住み慣れた地域、居宅で安心、安全に生活し続けることができることを実現させることを目的とする。		

事業詳細計画書

個別事業名	事業の詳細・実施方法	実施期日	実施場所
成年後見事業	①設立間もない当法人を周知させるための広報活動。 ◆広報活動先 【法人・団体等】 地域の包括支援センター、生活支援センター、社会福祉協議会、クリニック、行政など 【個人】 上記団体、インターネットを通じ本人またはその家族 ◆広報活動内容 ・当法人紹介および事業内容 ・成年後見制度とは ・成年後見制度の相談受付について ・成年後見受託について 当法人の周知活動のほか、高齢者や障害をお持ちの方で、成年後見制度の利用を考えている方またはその家族に対しての広報活動。また、成年後見制度を知らない方に対し、制度そのものを認知させる広報活動。 実施方法 ・ホームページの整備 ・チラシ媒体を作成し、それらを有効に活用した広報活動 実施方法詳細 1) 専門家に相談または依頼 ・法人ブランディング用ロゴ作成 ・広報物に使用するイラスト作成 ・チラシデザイン相談または作成 2) チラシ印刷 ②個人情報管理、申立他資料作成等のため ◆成年後見事業を進めるにあたり、個人情報情報を管理し、それらをもとに資料等を作成し家庭裁判所他関係各所に提出・申請することになります。したがって、法人のパソコンで厳重管理し業務遂行する必要があります。	令和6年10月	事務所

収 支 予 算 書

○収入の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 根 拠	備 考
会費 自己資金 助成金	15,000 115,600 50,000	年会費 1,000円x15名 法人前年度繰越金 チラシ印刷300部 備品購入（パソコン1台）	
合 計	180,600		

○支出の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 根 拠	助成対象額
委託料 印刷製本費 備品購入費	30,000 2,320 148,280	ロゴ、チラシデザイン料 チラシ印刷300部 パソコン1台	30,000 2,320 148,280
合 計	180,600		180,600

※ 提案事業の総事業費の収支を記載してください。

※ 支出の部〔助成対象額〕欄には、科目ごとの助成対象額を記載してください。

商品内容	サイズ A4 (210×297mm)		用紙 光沢紙(コート紙)		厚み 標準(90kg)	
納期	7営業日 以内発送					もう少し早く >
						最短納期 >>
	片面1色	両面1色	片面4色	表4色 裏1色	両面4色	
表						
裏						
100部	(1,090円 税込) 628円(税抜) (690円 税込)	(1,090円 税込) 1,373円(税抜) (1,510円 税込)	(1,110円 税込) 710円(税抜) (780円 税込)	(2,210円 税込) 1,600円(税抜) (1,760円 税込)	(2,280円 税込) 1,655円(税抜) (1,820円 税込)	
200部	(1,240円 税込) 900円(税抜) (990円 税込)	(2,370円 税込) 1,719円(税抜) (1,890円 税込)	(1,400円 税込) 1,019円(税抜) (1,120円 税込)	(2,560円 税込) 1,855円(税抜) (2,040円 税込)	(2,600円 税込) 1,882円(税抜) (2,070円 税込)	
300部	(1,610円 税込) 1,164円(税抜) (1,280円 税込)	(2,650円 税込) 2,064円(税抜) (2,270円 税込)	(1,820円 税込) 1,319円(税抜) (1,450円 税込)	(2,910円 税込) 2,110円(税抜) (2,320円 税込)	(2,910円 税込) 2,110円(税抜) (2,320円 税込)	
400部	(2,000円 税込) 1,446円(税抜) (1,590円 税込)	(3,140円 税込) 2,273円(税抜) (2,500円 税込)	(2,210円 税込) 1,510円(税抜) (1,660円 税込)	(3,200円 税込) 2,319円(税抜) (2,550円 税込)	(3,250円 税込) 2,355円(税抜) (2,590円 税込)	
500部	(2,370円 税込) 1,719円(税抜) (1,890円 税込)	(3,430円 税込) 2,482円(税抜) (2,730円 税込)	(2,590円 税込) 1,691円(税抜) (1,860円 税込)	(3,490円 税込) 2,528円(税抜) (2,780円 税込)	(3,590円 税込) 2,600円(税抜) (2,860円 税込)	
600部	(2,520円 税込) 1,828円(税抜) (2,010円 税込)	(3,520円 税込) 2,546円(税抜) (2,800円 税込)	(2,700円 税込) 1,810円(税抜) (1,990円 税込)	(3,660円 税込) 2,646円(税抜) (2,910円 税込)	(3,730円 税込) 2,700円(税抜) (2,970円 税込)	
700部	(2,670円 税込) 1,937円(税抜) (2,130円 税込)	(3,560円 税込) 2,610円(税抜) (2,870円 税込)	(2,810円 税込) 1,928円(税抜) (2,120円 税込)	(3,700円 税込) 2,755円(税抜) (3,030円 税込)	(3,870円 税込) 2,800円(税抜) (3,080円 税込)	
800部	(2,820円 税込) 2,046円(税抜) (2,250円 税込)	(3,600円 税込) 2,673円(税抜) (2,940円 税込)	(2,930円 税込) 2,046円(税抜) (2,250円 税込)	(3,770円 税込) 2,873円(税抜) (3,160円 税込)	(3,910円 税込) 2,901円(税抜) (3,110円 税込)	

御 見 積 書

見積書No. 45495

作成日 2021年07月22日

担当者 王 野 裕 康



NPO法人 みちしるべ 様

下記のとおり御見積申し上げます

受領期日 年 月 日
受領場所 年 月 日
取引方法
有効期限 作成日より14日間



株式会社 ヤマダ電機

〒361-0022 埼玉県行田市堀町1丁目10番27号

発行店: テックランド行田店

〒361-0022 埼玉県行田市堀町1丁目10番27号

電話番号: 049-577-5760(代表)

税込合計金額			148,280 円		税率	10%	消費税	13,480 円
商品名	メーカー	型 式	色	数量	単 価	金額(税別)		備考(サイン等)
1 ノートPC	NEC	PCN1570GAL		1	134,800円	134,800円		なし
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
合 計 金 額						134,800円		
消 費 税 額						13,480円		
税込合計金額						148,280円		
備 考 欄								
※注、 展示品限りとなりますので、無くなり次第終了となります。								
※注、 保証はメーカー保証1年間となります。								
※注、 購入の際は、リカバリー作業が必要なため、お渡しは翌日以降となります。								

役員名簿

特定非営利活動法人みちしるべ

役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	タケムラ ケンイチ 竹村 健一		無
理事	ユアサ タカヒロ 湯浅 貴裕		無
理事	ワタナベ ユウコ 渡部 葉子		無
監事	マツオカ タカシ 松岡 孝		無

社員のうち10人以上の者の名簿

特定非営利活動法人みちしるべ

氏 名	住 所 又 は 居 所
稲原 雄二	██████████
伊藤 智明	██████████████
渋谷 憲一	██████████████
永井 洋	██████████████████
池田 天兵	██████████████
石井 淳	██████████████
中村 浩久	██████████████
平賀 由浩	██████████████
高柳 優季	██████████████
長谷部 裕子	██████████████
根岸 武志	██████████████

特定非営利活動法人みちしるべ

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みちしるべ という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県行田市行田10番10号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、障がいがある者、或いは高齢者等で、地域社会において不自由さ、生きづらさを抱えた人たちに対して、成年後見サービスの提供事業及び財産管理、権利擁護に関する事業を行い、全てのサービス利用者が住み慣れた地域、居宅で安心、安全に生活し続けることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障害者等の財産管理及び成年後見に関わる様々な問題の解決に関する相談事業
- ② 任意後見人、任意後見監督人及び法定後見人の受託事業
- ③ 共同生活援助等の障害者支援施設の運営
- ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員の報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

（総会の定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面等表決者又は表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面等表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
- | | |
|-------|-------|
| 理 事 長 | 竹村 健一 |
| 副理事長 | 湯浅 貴裕 |
| 理 事 | 平賀 由浩 |
| 監 事 | 松岡 孝 |
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和6年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正 会 員 1,000円

(2) 賛助会員 0円

附則 この定款は、令和 年 月 日から施行する。

活 動 実 績 一 覧

期 日 (時間)	内 容	場 所	備 考
随時	社会福祉協議会、地域の生活支援センター等と連携し、後見人が必要と思われる障害をお持ちの方、または高齢者の情報を受け、成年後見人制度に基づき、裁判所に申立をし、認可され次第、成年後見人、保佐人として支援を受託、継続します。	各市社会福祉協議会 各市生活支援センター	
令和6年4月開始	【成年後見人 1】 ・ 自宅定期訪問 週1～2回 主に現金管理、請求書有無確認のため ・ 登記事項証明 東京法務局 ・ 関係各所名義変更 行田市役所、各金融機関、熊谷年金事務所 ・ 財産確認、預金口座集約整理 ・ 公共料金等支払い方法変更手続き ・ 相続手続き 関係市町村、各金融機関、法務局		
令和6年4月開始	【保佐人 1】 ・ 入所施設定期訪問 月1～2回程度 保護者が施設入所のため、健康状態の確認や必要物の有無確認のため ・ 登記事項証明 東京法務局 ・ 関係各所名義変更 行田市役所、各金融機関、熊谷年金事務所 ・ 財産確認、預金口座集約整理 ・ 公共料金等支払い方法変更手続き		

※写真やチラシ等、活動内容が分かるものがあれば添付してください。

「NPO 法人みちしるべ」について

①【事業内容】

私たちは「成年後見制度」に基づき、法人後見人として、地域社会において不自由さ、生きづらさを抱えた人たちが、住み慣れた地域、居宅でご本人の権利や利益を守り、ご本人が安心安全に生活し続けられるよう一人一人に寄り添い支援活動していきます。

◆成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方が、いろいろな契約や手続をする際に、ご本人やご家族の思いを尊重し、ご本人の権利や利益を守り、ご本人が安心して暮らせる環境を共に考え、作るお手伝いをする制度です。

◆成年後見人になれる人

成年後見人になるために特別な資格は不要です。例えば、認知症になった本人、あるいは知的障害を持った方の身近な家族だけでなく、弁護士、司法書士、社会福祉士など法律や福祉の専門家だけではなく、われわれのような事業を認可されたNPO 法人も可能です。

②【成年後見人の役割】

成年後見人の仕事は大きくは「身上保護」と「財産管理」の2つから構成されていると一般に理解されています。

◆身上保護（身上監護）

ご本人の希望や身体の状態、生活の様子等を考慮して、必要な福祉サービスや医療が受けられるよう、利用契約の締結や医療費の支払などを行ったりします。

判断能力のない人を狙った悪質商法から被害を守った例や、不要な契約を解約することで被害の拡大を防いだ例もあります。

なお、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

◆財産管理

ご本人の不動産や預貯金等の財産を適正に管理していきます。ただし、成年後見人は財産管理だけを行っていただければ十分というわけではなく、財産管理はあくまで本人の身上保護のための手段であると理解し行います。

③【管理・監督】

成年後見人はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所もしくは成年後見監督人（弁護士等）の監督を受けることになり、成年後見人の判断だけではなく、法的な判断のもと、ご本人の財産、権利を守っていきます。